

**「九州産廃株式会社 廃棄物の最終処分場拡張工事に係る  
環境影響評価準備書」に関する  
熊本県知事意見**

「九州産廃株式会社 廃棄物の最終処分場拡張工事に係る環境影響評価準備書」の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価書の作成及び事業の実施にあたっては、地元住民の理解を十分得られるように努めるとともに、以下の事項に十分配慮する必要がある。

**[ 全般的事項 ]**

- ( 1 ) 循環型社会の推進が今後強く求められることから、安易な埋立処分を目指すのではなく、埋立対象物の中から資源として再利用が可能なものを積極的に取り出し、現状にあった廃棄物の処理方法を図りながら、資源の有効化と最終処分場の利用期間の延長に努める必要がある。
  
- ( 2 ) 工事中及び供用後において、著しい環境影響が認められた場合の対応方針をあらかじめ検討し、その内容を評価書に記述する必要がある。

**[ 施設計画 ]**

**えん堤・法面**

- ( 1 ) えん堤の設計にあたっては、基礎及び周辺部の地質調査を行い地盤の安定検討を行うとともに、盛土材の土質の種類を明示し、滑り安定計算により堤体の解析を行う必要がある。
  
- ( 2 ) 土置場においては、降雨による浸透水を円滑に排出するため、埋立地と同様に浸出水排水のための配管を設置すべきか検討する必要がある。
  
- ( 3 ) えん堤や土置場の法面について、雨水による土砂の流失や崩壊により安定性が損なわれないよう、十分に検討する必要がある。

**しゃ水・排水処理**

- ( 1 ) 浸出水処理設備からの処理水は、最終処分場内で利用して場外へ流出させないこととなっている。しかし、既設処理設備からの処理水を加えた全部の処理水を、放流せずに焼却設備冷却水への利用により処理できるのが明らかにされていないため、新設及び既設の処理設備を記述した水収支フローにより検討する必要がある。

- ( 2 ) 焼却設備が停止した場合、異常降雨時などと重なると、多量に場内貯留された浸出水により、しゃ水工及び貯留構造物に影響を与えるおそれもある。そのようなおそれがないかどうか具体的に説明する必要がある。
- ( 3 ) 地下水位の変動によって、しゃ水工に影響を受けるおそれがあるかどうかを明らかにするとともに、地下水集排水設備を設置するかどうかを明らかにしておく必要がある。
- ( 4 ) 万一、しゃ水シートから漏水して地下水が汚染された場合の環境保全措置の検討が必要である。
- ( 5 ) 浸出水処理計画は、計画値に窒素、リンを加えたものとし、水収支フローのなかで生物化学的酸素要求量( B O D ) 値や窒素、リン濃度を明確に示した上で、水処理設備の負荷を明らかにすべきである。また、硝化処理水を脱窒槽に循環する必要がある。
- ( 6 ) 焼却設備廃止後の浸出水処理水の処分は減圧蒸留によるとしているが、実施可能かどうかも含めた具体的な検討を進め、その内容を明確に示す必要がある。

#### 調整池

- ( 1 ) 本事業は、傾斜地の地表面土壌に対し大幅に切土、盛土が行われることから、降雨による土砂の流出が予想されるため、河川の水質汚濁防止にあたっては、関係機関と十分に協議のうえ、異常降雨を想定した沈砂池の設置計画や適切な維持管理を図り、水質の安全確保に努める必要がある。また、沈砂池に堆積した土砂の排出処分の方法についても検討しておく必要がある。

#### [ 水環境 ]

##### 水象・水質

- ( 1 ) 現地状況から、既存沈砂池からの流出水による向柏川への影響は小さいとしているが、既存の沈砂池設置前後での流出量の変化から類推して、河川への影響を評価すべきである。
- ( 2 ) 水環境に関する環境影響評価項目である「水の汚れ」「富栄養化」「有害物質」が追加され現況を把握しているが、予測評価手法や予測結果など内容に関する記述が不足している。特に、窒素、リン及び有害物質についての具体的記述が必要である。

- ( 3 ) 標高差により降水量が違うことも考えられるので、立門観測所と事業実施区域の降水量について検討する必要がある。このことは雨水に起因する浸出水の量の推定等に必要である。
- ( 4 ) 事業実施区域内で発生する濁水が、河川へ直接流出することを防止するため、沈砂池で処理し河川へ放流するとしているが、異常降雨時などについても環境保全措置として十分なのか検討する必要がある。

### 地下水

- ( 1 ) 最終処分場において、最も重要な課題が地下水への影響であることから、地下水や地質に関する調査データを十分活用するとともに、わかりやすい記述に改めるべきである。
- ( 2 ) 事業実施区域及びその周辺の地下水の流向は、複数の水系別に示されているが、地下水位変動を考慮した上で、立門水源地付近と最終処分場付近が別の水系であるのか十分検討する必要がある。

## [ 土壌に係る環境その他の環境 ]

### 地形及び地質

- ( 1 ) 向柏川での農業用の取水実態を明らかにし、事業実施区域の西方に存在する農地に対する影響について検討する必要がある。
- ( 2 ) 廃棄物の埋立完了後における敷地の環境保全を図るためには、植生の回復が極めて重要である。貯留えん堤の法面や埋立地の地表面に、「生きた土」である肥沃な表層土を利用することが、植物の生育促進と生態系の回復にとって適切なことから、事業の実施にあたっては、土壤微生物が生活する表層土の取り扱いに十分留意する必要がある。
- ( 3 ) 埋立地の場所が深い谷間部に挟まれた丘陵鞍部を掘り下げて設置されるため、廃棄物の堆積に伴う自重で地山の崩壊を起こさぬよう、安定性について十分検討する必要がある。

### 地盤沈下

- ( 1 ) 廃棄物の埋立に伴い、その自重による地盤沈下が起こることも予想されるため、埋立地の地盤の支持力状況を明らかにするとともに、地盤沈下の状況について継続的に追跡調査する必要がある。

## **[ 防災 ]**

- ( 1 ) 事業実施区域周辺においては、地形が複雑で急傾斜地を示すことから山地災害の発生が予想され、崩壊土砂の流出により下流域に被害を及ぼす危険性があるため、山地災害が発生しないよう適切な対応を講じる必要がある。

## **[ 動物・植物・生態系 ]**

### **動物**

- ( 1 ) 陸上動物への影響を低減するための環境保全措置において、生息環境である草原を復元するには遷移の進行を抑える措置が必要であるから、継続的な管理のあり方まで十分に検討する必要がある。
- ( 2 ) 建設工事による陸上動物への影響を低減するため、工事中道路及び供用後の運搬用道路へ動物移動用道路を設置する場合は、対象となる動物の生息環境を的確に把握し、効果的な形状や設置位置を検討する必要がある。

### **植物**

- ( 1 ) 植物相の調査は、優占又は多産する植物ではなく、分布上意味のある植物について考察することが基本である。個体数は少なくても、分布を考える上で重要な少数派の植物の存在から自然をとらえる必要があり、事業実施区域の植物相について重要と判断される種を例示すべきである。
- ( 2 ) 水生植物の調査に関して最も重要なものは「カワノリ」である。以前菊池川に生育していたことから、その上流部にあたる木護川にも生育している可能性が高いため、地元への聞き取り調査を行い記述する必要がある。

## **[ 景観・人と自然との触れ合いの活動の場 ]**

### **景観と跡地利用**

- ( 1 ) 工事で発生した土の処理は、事業実施区域周辺の景観等に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、埋立処分完了後の跡地をどのように整備するか記述する必要がある。

### **[ その他 ]**

- (1) 評価書の作成にあたっては、使用する用語の定義付けを明確に行ったうえで使用するなど、的確な記述に努めること。また、引用したデータや文献等については、正確に記述し、どの資料等によるものか、その出典や根拠を明確にすること。
  
- (2) 評価書全体の記述に関しては、文書体系を整理して、読みやすい構成とするよう努めるとともに、重要な項目の説明については、関係する各項目で詳細に記述し、理解を助ける努力を行うこと。

### **[ 関係市長 ]**

菊池市長から別添のとおり意見が提出されているので、環境影響評価評価書の作成にあたっては十分配慮すること。

別添

「九州産廃株式会社 廃棄物の最終処分場拡張工事」環境影響評価準備書に関する意見について

該当頁	事 項	内 容
P2 43	図2-8-1 工事車両の通行経路	<p>工事車両の通行経路が国道387号から市道柏・木護線へと計画してあるが、その後の事業計画地までの経路が不明である。</p> <p>市道柏・木護線から向柏川沿いの向柏線を通り事業計画地へ行く場合</p> <p>市道柏・木護線から事務所前の会社の敷地内道路を通り事業計画地へ行く場合</p> <p>を経路とする場合は、道路幅員が狭く離合できないので、周辺の農作業に支障をきたすおそれがあるので、その対策が必要である。</p>
P2-46	表2-9-3 建設工事における環境保全措置 水質水象	<p>処分場建設にあたっては、沈砂地を最初に作ると思われるが、その規模は、大雨時の土置場と処分場建設面積を十分まかなえる容量にし、オーバー分の河川への直接流出を防ぐこと。</p> <p>現在、降雨があれば事業者の敷地内からの流水による河川汚濁が度々あり、地域住民より苦情がある。雨水時の排水は十分留意すること。</p>
P4-4	の県知事意見内容に関する事業者の意見及び見解	<p>事業者の意見及び見解の5行目に、地下水質調査で特に問題がなかったとあるが、表6-9-6処理場監視井戸分析でヒ素と鉛が基準値をオーバーしているので、今後も引き続き調査を行い公表するとともに環境保全協定書に基づく監視委員会での調査も受け入れること。</p>

該当頁	事 項	内 容
P9-4	2. 水環境調査 (建設工事中)	<p>6行目に、「調査頻度は、建設工事期間中の1回で実施する。」とあるが、最低2回は実施すべきである。</p> <p>表9-2-3水環境に係る調査計画の調査頻度で「降雨時に実施する。」とあるが、降雨時ではない通常時にも実施すべきである。</p>
P9-9～11	水環境に係る調査計画(施設供用後)	<p>図6-9 7地下水マップにより、当該敷地内には、2通りの地下水の流れが確認できるので、それぞれの地下水を調査しなければならないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成元年以後の処分場については、図9-3-2の地下水1、地下水3、地下水4で確認できると思われる。</li> <li>・今回の処分場は、平成元年以前の処分場近辺に計画されているので、供用後は、「第2期処分場の上流」と「第2期処分場と第1期処分場の間」、「第1期処分場の下流」の計3箇所に監視井戸が必要であると思われる。</li> </ul>